

コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ

当院は「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、九州厚生局長に届出を行っています。

コンタクトレンズ診療に係る点数は下記の通りです。

初診料	291点
再診料	75点
コンタクトレンズ検査料1	200点

- コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した場合は、初診料を算定します。
- 当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある場合は、再診料を算定いたします。
- コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料1を算定いたします。
- 厚生労働省が定める疾病の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

※ ご不明な点がございましたら、眼科看護師までご相談ください。

診療する医師の氏名：辻 雅裕

眼 科 診 療 経 験：厚生労働局の施設基準に定める経験を有しています。